

大規模事故等対策編

大規模事故等対策編 目 次

| 総 則 | | | |
|---------|------------|----------------------|---|
| 第1章 総 則 | | | 頁 |
| 第1節 | 計画の目的 | | 1 |
| | 1 道路事故対策 | 危機管理課 道路建設課 | 1 |
| | 2 鉄道事故対策 | 危機管理課 | 1 |
| 第2節 | 予想される事故と地域 | | 1 |
| | 1 道路事故 | 生活安心課 道路建設課 道路管理課 | 1 |
| | 2 鉄道事故 | 危機管理課 (J R 東海) | 2 |

| 発 災 前 | | | |
|------------|-----------------|----------------------|---|
| 第2章 災害予防計画 | | | 頁 |
| 第1節 | 防災体制の整備 | | 3 |
| | 1 道路事故対策 | 危機管理課 道路建設課 道路管理課 | 3 |
| | 2 鉄道事故対策 | 危機管理課 | 3 |
| 第2節 | 資機材等の整備 | | 5 |
| | 1 道路事故対策 | 道路管理課 道路建設課 | 5 |
| | 2 鉄道事故対策 | 危機管理課 (J R 東海) | 5 |
| 第3節 | 防災訓練 | | 5 |
| | 1 道路事故対策 | 危機管理課 道路建設課 道路管理課 | 5 |
| | 2 鉄道事故対策 | 危機管理課 (J R 東海) | 5 |
| 第4節 | 関係機関との相互連携体制の整備 | | 5 |
| | 1 道路事故対策 | 危機管理課 | 5 |
| | 2 鉄道事故対策 | 危機管理課 (J R 東海) | 5 |

| 発 災 後 | | | |
|--------------|-----------|--------------------------------|----|
| 第3章 災害応急対策計画 | | | 頁 |
| 第1節 | 計画の目的 | | 7 |
| | | 危機管理課 | 7 |
| 第2節 | 情報連絡体制の整備 | | 7 |
| | 1 道路事故対策 | 危機管理課 | 7 |
| | 2 鉄道事故対策 | 危機管理課 (J R 東海) | 8 |
| 第3節 | 応急体制 | | 8 |
| | 1 道路事故対策 | 危機管理課 健康づくり課 道 路管理課 道路建設課 | 8 |
| | 2 鉄道事故対策 | 危機管理課 (J R 東海) 健康づくり課 福祉事務所 | 10 |

復旧・復興期

| | | | |
|------------|--------------|-----------------------------|----|
| 第4章 災害復旧計画 | | | 頁 |
| 第1節 | 災害復旧計画の策定 | | 13 |
| | | 危機管理課 (JR東海) 道路建設課 | 13 |
| 第2節 | 施設の復旧 | | 13 |
| | | 道路管理課 道路建設課 危機管理課 (JR東海) | 13 |
| 第3節 | 安全性の確認 | | 13 |
| | | 危機管理課 広報課 | 13 |
| 第4節 | 被害者等へのフォロー | | 13 |
| | 1 健康相談の実施 | 福祉事務所 健康づくり課 | 13 |
| | 2 心の健康相談の実施 | 福祉事務所 健康づくり課 | 13 |
| 第5節 | 再発防止策の検討 | | 13 |
| | 1 対応の評価 | 危機管理課 | 13 |
| | 2 マニュアル等の見直し | 危機管理課 | 13 |

第 1 章

総 則

第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)」第 42 条の規定に基づき作成する「沼津市地域防災計画」の「大規模事故等対策編」として定める。

「大規模事故等対策編」は、「道路事故対策」並びに「鉄道事故対策」について、以下の各章から構成する。

・第1章 総則

(計画の目的、道路事故対策、鉄道事故対策、予想される事故と地域)

・第2章 災害予防計画

(防災体制の整備、資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備)

・第3章 災害応急対策計画

(計画の目的、情報連絡体制の整備、応急体制)

・第4章 災害復旧計画

(災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討)

1 道路事故対策

市内の市道、県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

2 鉄道事故対策

市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び県、防災関係機関が取るべき行動を定める。

第2節 予想される事故と地域

1 道路事故

(1) 市内の道路状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

| 道路の種類 | 路線数 | 実延長(m) |
|---------|-------|-----------|
| 高速自動車国道 | 2 | 17,397 |
| 一般国道 | 3 | 28,560 |
| 県道 | 23 | 126,326 |
| 市道 | 4,405 | 1,136,576 |
| 合計 | 4,433 | 1,308,562 |

(2) 市内の交通事故件数等

令和元年中に市内で発生した人身交通事故は 1,549 件で、死者数は 4 人で、前年に比べ交通事故件数、死者数、負傷者数ともに減少した。

(3) 予想される道路事故の態様

市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

| 要 因 | 想定される事故 |
|------------------|--|
| 自然災害等に起因するもの | ・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失 |
| 大規模な交通事故等に起因するもの | ・トンネル内での車両火災 ・道路上での危険物等の漏洩 ・バスの転落等事故 |
| その他 | ・沿道での大規模火災等 |

2 鉄道事故

(1) 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

| 事故の形態 | 内 容 |
|----------|--|
| 列車衝突事故 | 列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故 |
| 列車脱線事故 | 列車が脱線した事故 |
| 列車火災事故 | 列車に火災が生じた事故 |
| 踏切障害事故 | 踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故 |
| 道路障害事故 | 踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故 |
| 鉄道人身障害事故 | 列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く） |
| 鉄道物損事故 | 列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く） |

(2) 静岡県内の鉄道事業者及び運行路線

| 会社名 | 路線名 | 区 間 | 営業キロ (km) |
|-----------|--------|-----------|-----------|
| 東海旅客鉄道(株) | 東海道新幹線 | 熱海 ～ 浜松 | 152.7 |
| | 東海道線 | 熱海 ～ 新所原 | 177.8 |
| | 御殿場線 | 沼津 ～ 駿河小山 | 35.6 |

第 2 章

災害予防計画

第1節 防災体制の整備

1 道路事故対策

| 実施主体 | 内容 |
|---|---|
| 市 | 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 |
| 道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社) | ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立(情報連絡を含む) エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施 |
| 県 | 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 |
| 警察 | ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む) ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検 |
| 静岡地方気象台 | ア 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備 イ 気象等の防災情報の提供等 ウ 気象知識等の普及 |
| 国土交通省 中部地方整備局 | 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 |
| 消防機関 | ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備 |
| 医療機関 | ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備 |
| 建設事業者 | ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握 |

2 鉄道事故対策

| 実施主体 | 内容 |
|------|--|
| 市 | ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備 |

| | |
|-------|---|
| 県 | <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 災害発生の防止または拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>エ 防災訓練の実施</p> <p>オ 関係機関との相互連携体制の整備</p> |
| 警察 | <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 防災訓練への参加</p> <p>エ 関係機関との相互連携体制の整備</p> |
| 中部運輸局 | <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 鉄道事業者に対する安全指導 ・管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査</p> <p>ウ 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>エ 防災訓練への参加</p> <p>オ 関係機関との相互連携体制の整備</p> |
| 消防機関 | <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 防災訓練への参加</p> <p>エ 関係機関との相互連携体制の整備</p> |
| 鉄道事業者 | <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施</p> <p>ウ 乗務員に対する適性検査の定期的実施</p> <p>エ 車両や施設に関する安全確保の実施 ・土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆そその他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 ・列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備</p> <p>オ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成</p> <p>カ 応急対策用資機材の整備</p> <p>キ 防災訓練への参加</p> <p>ク 関係機関との相互連携体制の整備</p> |
| 医療機関 | <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 防災訓練への参加</p> <p>エ 関係機関との相互連携体制の整備</p> |
| 関係団体 | 情報連絡体制の整備 |

第2節 資機材等の整備

1 道路事故対策

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第3節 防災訓練

1 道路事故対策

市、県、防災関係機関は、市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練の実施について検討するものとする。

2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第4節 関係機関との相互連携体制の整備

1 道路事故対策

(1) 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に務めるものとする。

(この計画以外の大規模事故は 共通対策編 第2章 災害予防計画に準ずる。)

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 計画の目的

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制及び対策を行う。

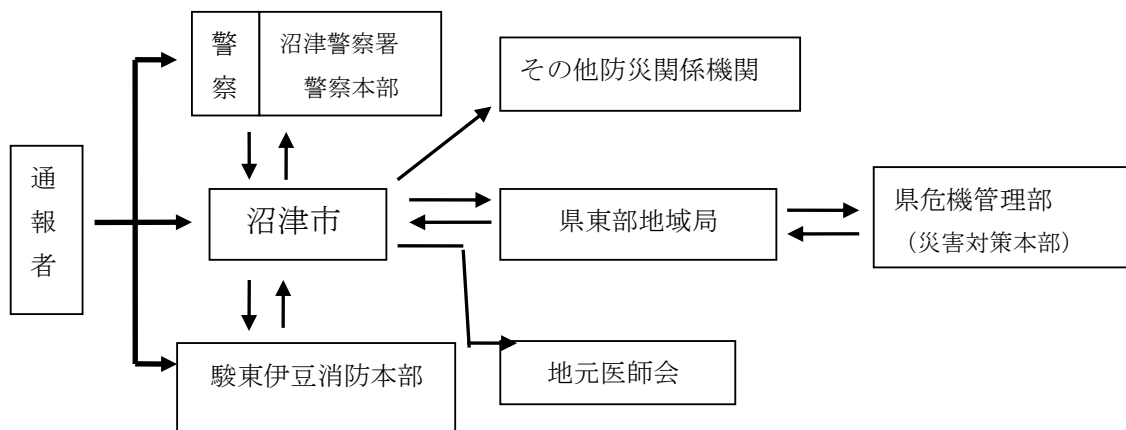
なお、ここに定めのない大規模事故については、共通対策編第3章災害応急対策計画による。

第2節 情報連絡体制の整備

1 道路事故対策

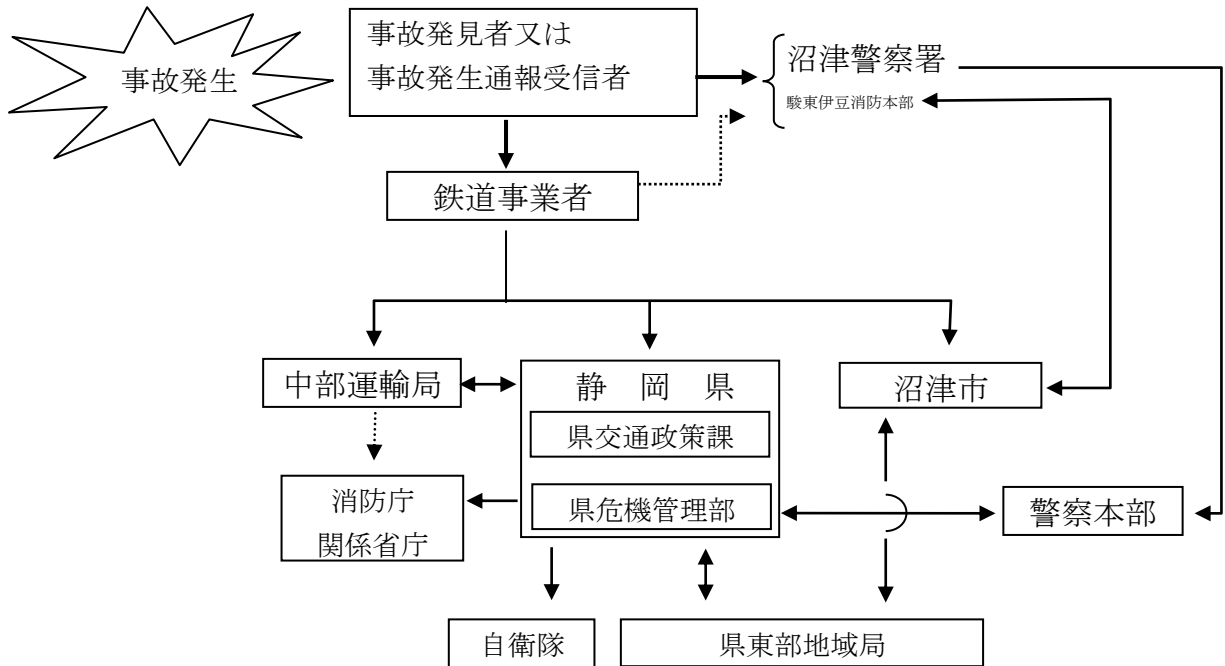
- (1) 道路災害発生のお知らせを受けた場合は、各部に内容を連絡する。また、県へ様式に基づき報告する。
- (2) 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を各部、県その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時市のホームページに掲載するとともに、県と協力して広報活動を行う。
- (3) 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

<情報連絡系統図>



2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。



- (1) このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
- (2) 市及び県は通報を受けたときは、直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第3節 応急体制

1 道路事故対策

- (1) 市の体制
 - ① 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
 - ② 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
 - ③ 遺体の措置
 - ④ 道路の応急復旧
- (2) 防災関係機関
防災関係機関は、次の事項を処理する。

| 実施主体 | 内容 |
|--|--|
| 県 (災害対策本部) | ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項 |
| 県 (現地災害対策本部) | ア 消火活動に関する調整 イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 ウ 負傷者搬送に係る調整 エ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整 オ 被災者情報に関すること カ 広報に関すること(緊急を要する事項) キ 遺体措置に関する調整 ク その他必要な活動 |
| 道路管理者 (国土交通省中部 地方整備局、県、 市町、中日本高速 道路株式会社) | ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・主要交通路(迂回路)の確保 ・災害時における通行の禁止又は制限 イ 道路施設の応急復旧活動に関すること ・道路の応急復旧 ・類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施 |
| 警察 | ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務 |
| 消防機関 | ア 消火活動 イ 被災者の救出、救護 ウ 負傷者の医療機関への搬送 |
| 医療機関 | ア 救護所の開設 イ 負傷者に対する医療処置 ウ 患者搬送 |
| 建設事業者 | 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 |

2 鉄道事故対策

(1) 市の体制

- ① 情報の収集・伝達
- ② 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立
- ③ 県又は防災関係機関への協力・応援要請
- ④ 医療救護活動の支援
- ⑤ 避難誘導、避難所の開設
- ⑥ 遺体安置所の設置
- ⑦ 住民に対する広報

(2) 関係機関等

| 実施主体 | 内容 |
|-----------|--|
| 県（災害対策本部） | ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 オ 2次災害等発生防止措置 カ 消防庁への報告 キ 広報に関する事項 |
| 警察 | ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 市民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務 |
| 中部運輸局 | 情報の収集・伝達 |
| 消防機関 | ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 捜索活動 エ 救出・救助・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送 |

| | |
|--------------|--|
| <p>鉄道事業者</p> | <p>ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ 後続列車の衝突等の2次災害の防止活動 キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 ク 被災者の家族等への情報提供 ケ 被災者及び被災家族に対する必要な手配 コ 代行輸送等の手配 サ 避難誘導 シ 乗客等に対する広報</p> |
| <p>関係団体</p> | <p>日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> |

第4章

災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康相談等を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。